

## 遺言作成を公証人に依頼する場合の留意点

☆ 公証人に公正証書遺言の作成を依頼する場合、以下の書類が必要です。

- 遺言を残す方の戸籍謄本
- 遺言を残す方の印鑑証明書
- 遺言により財産を受け取る方の住民票（取得できなければ不要です。）
- 相続財産の不動産登記簿謄本（登記所）
- 固定資産税評価証明書または納税通知書（市役所の資産税課）
- 株や預貯金など、名義変更が必要になる書類の写し 以上各 1 通

公正証書にしないで、自筆証書遺言（自分で書いて残した遺言）で残しておいた場合、お亡くなりになられた後、この遺言書が本人が書いたものかどうか裁判所に確認（検認）する作業が必要になります。その際には、推定相続人全員に裁判所から通知されるのが実務の取り扱いです。そのため遺言の内容をめぐる相続人の間で争いがおこってしまう可能性があります。

遺言を公正証書で残した場合、お亡くなりになられた後の検認手続きは必要ありません。また、紛失した場合でも遺言は公証人役場に保管されているので安心です。公正証書遺言には、諸々の手続きを迅速に行なえる、内容が争いになる心配が少ない、などのメリットがあります。

☆ 公正証書遺言作成の際には、証人（立会人）2名が必要です。

身内に内容を知られたくない場合には、司法書士など、第三者に証人を依頼することで秘密は保全されます。

☆ 遺言作成の場合には遺言執行者を選任するのが通常です。

遺言執行者は、遺産を受け取る人になるケースが多いようです。

財産がたくさんあって、遺産を受け取る人が何人もいるような場合には、司法書士など、専門職に遺言執行者を依頼するケースもあります。

☆ 費用

公正証書作成の為の原案作成、公証人との打合せ代行	50,000円
証人（立会人）	1名につき20,000円
遺言執行者になること	財産の価格に応じます。 (着手金として50,000円)
公証人費用	財産の価格に応じます。

一般サラリーマン家庭、ご自宅と預貯金くらいの資産に関する遺言の場合、公証人費用とあわせても、合計で20万円はいかないケースがほとんどです。詳細については、財産の価格に応じた試算が必要です。

# 遺産の内容の確認及び決定事項シート

当所にご依頼の際には、あらかじめ、以下の内容にご回答願います。

☆ どなたの遺言ですか

住所 .....

本籍 .....

氏名 .....

生年月日 昭和・大正 年 月 日

☆ 残しておきたい遺言の内容はなんですか。具体的に書いてください。

例 自宅を、孫の山田太郎に遺贈したい。〇〇会社の株券を妻に相続させたい。など

☆ 遺産の内容について、確認してください。

不動産（ご自宅など）

預貯金

自動車

株式

その他

☆ 下記事項について、決定してください。

証人に、司法書士 武藤信人、司法書士 片野昭彦（武藤事務所職員）がなることを

依頼する

依頼しない

遺言執行者に司法書士 武藤信人がなることを

依頼する

依頼しない

回答者氏名 .....

電話番号 ( )